

(2026 年度)

登録造園基幹技能者講習で活用できる 「人材開発支援助成金」について

(詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。)

厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)は、雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた中小企業事業主に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

登録造園基幹技能者講習を受講される場合、助成を受けることができますので、本制度を有効にご活用いただけますようお願いいたします。 ※計画届の提出は不要です。

◆受給条件◆

- ①中小建設事業主であること。
 - ②雇用保険の適用事業主であること。
 - ③受講者は中小建設事業主が雇用している雇用保険の被保険者であること。
- ※ 有給で技能実習を実施または受講させた事業主が対象となります。

◆助 成 額◆

中小建設事業主	経費助成	賃金助成
雇用保険被保険者数 20 人以下の場合	3 / 4	9,500 円/日
雇用保険被保険者数 21 人以上の場合		
①35 歳未満の労働者について	7 / 10	8,550 円/日
②35 歳以上の労働者について	9 / 20	

助成額は、条件により増額される場合があります。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

◆申請手続◆

- ①申請事業主は、講習後に【建技様式第3号別紙1(技能経費賃金 支給申請書内訳)】を日造協に送付する。返信用封筒(切手付き)を同封
 - ②日造協から押印された【建技様式第3号別紙1】が申請事業主へ返送される。
 - ③申請事業主は、講習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に、支給新申請書および必要書類を都道府県労働局またはハローワークに提出する。
- ※ 登録造園基幹技能者講習を受講させる場合、計画届の提出は不要です。
- ※ 登録造園基幹技能者講習では「講習を終了した日=修了証の発行日」としています。

◆支給申請書および添付書類◆

下記ページからダウンロードできます。(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00016.html

☐	【建技様式第3号(技能経賃 事業主申請)】 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成・生産性向上助成）） 支給申請書
☐	【建技様式第3号別紙1(技能経費賃金 支給申請書内訳)】 受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の 助成金支給申請内訳書
☐	【講習修了証(写)】 登録造園基幹技能者講習では、全会場一括して、年度末（3月）に合格者に対して修了証を発行 しています。そのため、申請書に後日「修了証」を添付する旨を記載して申請することにより、 一時保管扱いで受付いただくことになります。対応については都道府県により異なりますので、 申込先の担当者に事前にご確認ください。
☐	【その他】 管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

※ 記入内容については、各社異なりますので、管轄都道府県労働局に確認のうえご作成ください。

※ 申請書類は、最新版を確認しご使用ください。

◆詳細について◆

助成金の詳細については、下記のページをご覧ください。（厚生労働省 HP）

・パンフレット「建設事業主等に対する助成金のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488369.pdf>

・支給要領「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001688281.pdf>

一社)日本造園建設業協会 登録造園基幹技能者係
 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-15-2 本郷二村ビル 4 階
 TEL: 03-5684-0011
 メールアドレス:kikan@jalco.or.jp